

綾部市定住促進住宅 入居者募集案内書

◆ 受付期間及び場所 ◆

- 期 間** 随時受付
※午前8時30分から午後5時15分まで
※ただし、土・日曜日は除きます。
- 場 所** 綾部市定住交流部 定住・地域政策課

※ 入居資格につきましては、様々な条件があります。申込みをされる方は、この案内書をよくご覧の上、受付期間内にお申込みください。

【お問い合わせ先】

綾部市定住交流部 定住・地域政策課
〒623-8501
京都府綾部市若竹町8番地の1
電話番号 0773-42-4270（直通）

◆目次		
1	はじめに	… 1
2	募集の概要	… 1
3	募集する定住促進住宅の一覧	… 2
4	入居者資格者	… 2
5	収入基準	… 2
6	位置図・間取り図	… 6
	提出書類様式	… 7

1. はじめに

綾部市定住促進住宅は、人口の増加、とりわけ若者の定住促進を図り、地域の活性化に資することを目的に、綾部市が水源の里に位置づけをする集落に建設したものである。

入居に関しては条件がありますので、必ずこの案内書をご覧ください。

2. 募集の概要

(1) 申込受付期間

申込受付期間	申込受付時間	受付場所
随時受付 ※土・日曜、祝日は除く (最初に応募を受け付けた日を 締切とさせていただきます。)	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分	綾部市 定住・地域政策課

(2) 受付方法

必要書類を持参してください。郵送での受付はできません。

(3) 入居申込

申込書記載例に従い、ご記入ください。

※申込書に記載された内容は、事実であるかどうかを判断するために面接や実態調査を行いますのでご了承ください。

(4) 入居者の決定

申込者の実態を調査の上、選考委員会の選考を経て入居者を決定します。

また、入居補欠者を決定し、入居決定者が入居しない時は順位に基づき決定します。

※入居希望者が多数の場合の選考に当たっては、18歳以下の同居する親族がいる方を優先し、選考委員会の意見を聞いた上で入居者を決定します。

※随時受付の場合でも選考委員会での承認が必要となります

(5) 選考日程

応募を受け付け後、すみやかに調整を行います。

(6) 入居可能日

選考委員会終了後随時。

3. 募集する定住促進住宅一覧

名 称	所在地	戸数	家賃月額	構 造	間取り	建設 年度
水源の里 ・市茅野住宅	綾部市老富町 地内	1戸	30,000円	木造 平家建	2LDK	平成 20年度

※入居に際しては、家賃月額3か月分（90,000円）の敷金が必要です。

4. 入居者資格

次の要件のすべてに該当する方です。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

※1 単身者の入居はできません。

※2 家族を不自然に分割した申込みは認めません。

※3 同居親族が婚約者である場合は、入居可能日までに婚姻する方に限ります。

※4 内縁の配偶者については、住民票により確認出来ることが必要です。その場合、続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です。「同居人」は不可

※5 申込み後、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認められません。

(2) 規則で定める入居収入基準に適合すること。

※ 収入基準は、入居申込者（本人）だけでなく、同居者の収入も含めて判定します。

(3) 申込時において、入居者の年齢が50歳未満の世帯であること。

※ 同居される親族の年齢が50歳を超えていても構いません。

(4) 地域に定住を希望し、かつ、地域の活性化に寄与しようとする者であること。

※ 集落に定住を希望し、自治会活動や公民館活動、消防団活動に理解があり、地域の活動に積極的に関わられる方の入居をお待ちしております。

5. 収入基準

収入基準は、入居しようとする世帯の月額所得が48万7千円以下の世帯です。

$$\text{○月額所得} = \frac{\text{年間所得額} - (38 \text{ 万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{控除額}}{12 \text{ か月}}$$

(1) 年間所得金額の求め方

「収入」と「所得」は異なりますのでご注意ください。

① 事業所得

事業所得の場合、総収入金額から「必要経費」を差し引いた金額。

② 給与所得

給与所得の場合、給料の収入金額から「給与所得控除額」を差し引いた金額。計算表で給与所得の計算をします。

源泉徴収票では、「支払金額」（給料の総額＝収入）から給与所得控除を差し引いた金額が「給与所得控除後の金額」＝「給与所得の金額」になっています。

○ 給与所得計算表

「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年間収入金額	年間所得金額
651,000 円未満	0 円
651,000 円以上～ 1,619,000 円未満	年間収入金額－65 万円
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満	96 万 9 千円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満	97 万円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満	97 万 2 千円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満	97 万 4 千円
1,628,000 円以上～ 1,800,000 円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6
1,800,000 円以上～ 3,600,000 円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－18 万円
3,600,000 円以上～ 6,600,000 円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－54 万円
6,600,000 円以上～10,000,000 円未満	年間収入金額×0.9－120 万円

※ 端数整理の方法（年間収入金額が 1,628,000 円以上 6,600,000 円未満の場合のみ）

年間総収入金額を 4,000 で除し、出た数の小数点以下を切り捨て、4,000 を乗ずる。

(例) 2,859,999 円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.999\cdots \quad 714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{ 円}$$

③ 公的年金所得

公的年金等の場合、年金の収入金額から「公的年金等控除額」を差し引いた金額。

公的年金等控除額は、年金を受け取る人の年齢に応じて定められています。計算表で公的年金等に係る所得を計算します。

○ 年金所得の計算表

「年間年金総収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の 年齢	年間年金総収入金額 (A)	年間年金所得額
65歳未満 の者	70万円以下	= 0
	70万円を超え 130万円以下	(A) - 70万円
	130万円を超え 410万円以下	(A) × 0.75 - 37万5千円
	410万円を超え 770万円以下	(A) × 0.85 - 78万5千円
	770万円を超える場合	(A) × 0.95 - 155万5千円
65歳以上 の者	120万円以下	= 0
	120万円を超え 330万円以下	(A) - 120万円
	330万円を超え 410万円以下	(A) × 0.75 - 37万5千円
	410万円を超え 770万円以下	(A) × 0.85 - 78万5千円
	770万円を超える場合	(A) × 0.95 - 155万5千円

(2) 平成31年1月2日以降に事業を開業、就職された場合は、実績により所得を確認します。

○ 開業後1年未満の方の年間所得総額 =

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月}$$

○ 就職後1年未満の方の年間総収入金額 =

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月}$$

※ 勤務先から「給与支払証明書」を提出してください。

(3) 所得から控除される種類と控除額は、次表のとおりです。

○控除の種類と控除額

種類	要件	控除額
扶養親族	・入居しようとする親族（本人除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・扶養親族のうち70歳以上の方	1人につき 10万円
特定 扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき 20万円
障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき 27万円
特別障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき 40万円
寡婦	・夫と死別又は離婚後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族や年間の所得金額が基礎控除額以下の生計を一にする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族とされている親族を除きます。）のある方。 ・夫と死別後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方	27万円 ※所得金額が27万円未満の場合は、その金額
寡夫 ※右の要件に全て該当すること	・妻と死別もしくは離婚後婚姻をしていない方、あるいは妻の生死が不明な方 ・生計を一にする子（合計所得金額が基礎控除額以下）があること ・合計所得金額が500万円以下であること	27万円 ※所得金額が27万円未満の場合は、その金額

6. 位置図・間取り図

水源の里・市茅野住宅

